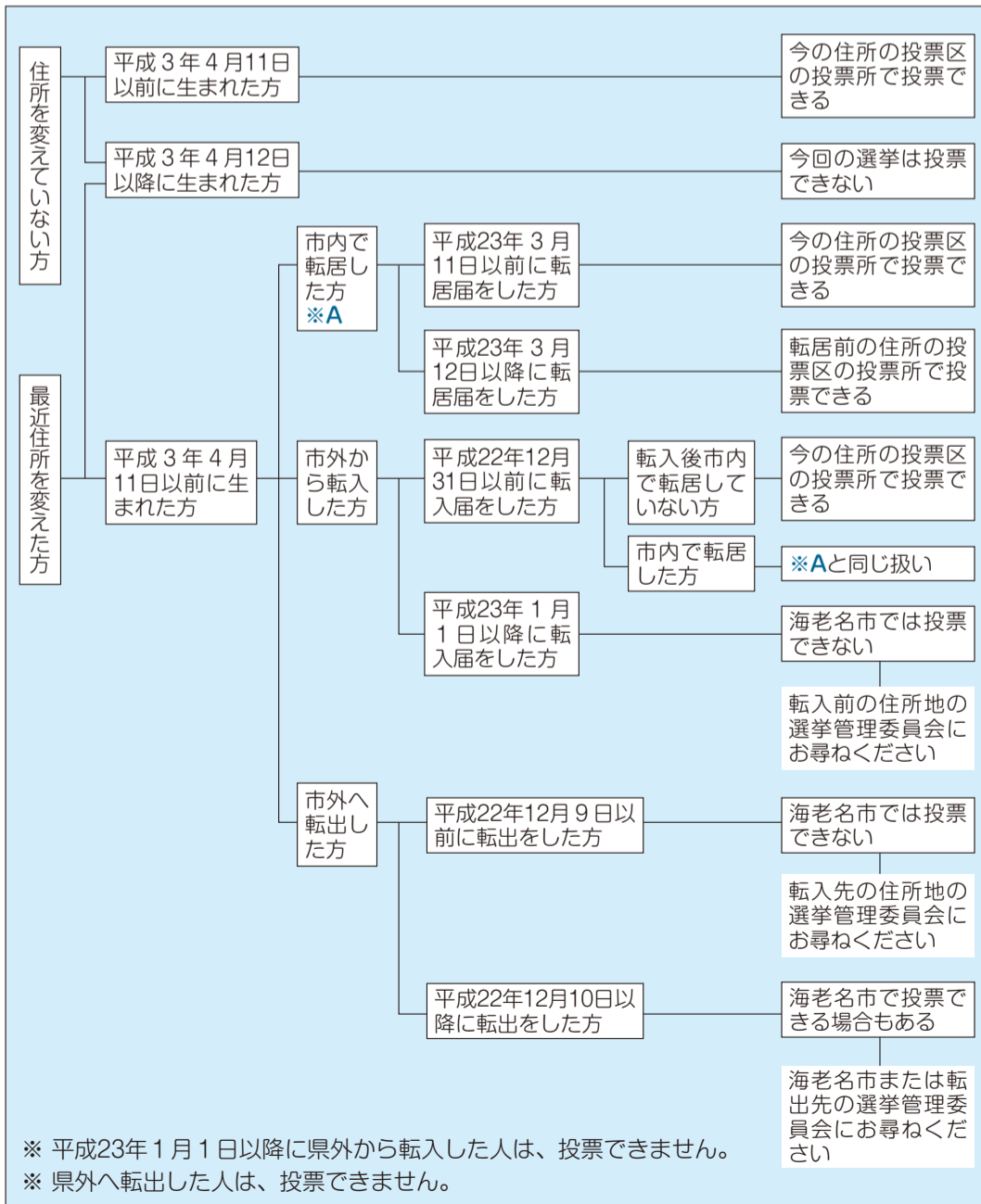


表 I 投票区一覧

Table with 2 columns: 投票区名 (Ward Name) and 区域 (Area). Lists 11 wards and their corresponding address ranges.

Table with 2 columns: 投票区名 (Ward Name) and 区域 (Area). Lists 12 wards and their corresponding address ranges.

表 II あなたの投票は？



※ 平成23年1月1日以降に県外から転入した人は、投票できません。
※ 県外へ転出した人は、投票できません。

投票できる方は

- 今回の選挙で投票できる方は、次の条件に該当し、海老名市の選挙人名簿に登録されている方です。
① 日本国籍を有している
② 平成3年4月11日以前に出生している
③ 平成22年12月31日以前に本市に転入届をして、引き続き3カ月以上住所を有している
④ 公職選挙法で定める選挙権を有しない者についての規定に該当しない。

郵便等で行う不在者投票

神奈川県内の市区町村から海老名市に転入した方は、県内の市区町村が発行する「引き続き証明」(引き続きの交付を受ければ、転入前の住所地で投票できる)にお問い合わせください。
ア身体障害者手帳をお持ちで、障害の程度が次の①〜③に該当する方
① 両下肢、体幹、移動機能障害：1級・2級
② 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害：1級・3級
③ 免疫、肝臓の障害：1級〜3級
イ戦傷病者手帳をお持ちの方で、次の①・②に該当する方
① 両下肢、体幹の障害が特別項症、第2項症
② 内臓機能の障害が特別項症、第3項症
ウ介護保険法で要介護の認定を受けていて、被保険者証に要介護状態区分が要介護5であると記載されている方
なお、郵便等投票証明書をお持ちで、身体障害者手帳に記載されている障害の程度が、上肢もしくは視覚の障害の程度が1級である方は、代理人が本人に代わって記載する「代理記載」が認められています。ご希望の方は、市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。
投票用紙の請求は、市選挙管理委員会事務局へ、4月6日(木)までに行ってください。